

EX-ICサービス運送約款の一部改正（EX-IC運送契約の運賃等の払いもどしの特例の変更に伴う改正）

現行	改正
<p>(前略)</p> <p>(東京駅を着駅とするEX-IC運送契約の運賃等の払いもどしの特例)</p> <p>第27条 東京駅を着駅とするEX-IC運送契約を締結している場合で、品川駅と東京駅との区間が乗車できなくなったことによる払いもどしについては、品川駅を当該EX-IC運送契約の着駅とみなして取り扱うものとします。このとき、東京駅を着駅とするEX-IC運送契約の運賃等と<u>実際に乗車した区間及び利用設備に係る</u>EX-IC運送契約の運賃等とを比較し、過剰額があれば払いもどしします。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(東京駅を着駅とするEX-IC運送契約の運賃等の払いもどしの特例)</p> <p>第27条 東京駅を着駅とするEX-IC運送契約を締結している場合で、品川駅と東京駅との区間が乗車できなくなったことによる払いもどしについては、品川駅を当該EX-IC運送契約において<u>約定した着駅とみなして取り扱うもの</u>とします。このとき、東京駅を着駅とするEX-IC運送契約の運賃等と<u>品川駅を着駅とする</u>EX-IC運送契約の運賃等とを比較し、過剰額があれば払いもどしします。<u>ただし、小田原駅又は新横浜駅を発駅として東京駅を着駅とするEX-IC運送契約を締結している場合の払いもどし額は、品川駅から東京駅までの旅客規則に定める普通旅客運賃とします。</u></p> <p>(以下略)</p>

附則

この通達は、平成27年3月1日から施行する。